

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【会社名】	株式会社TOKAIホールディングス
【英訳名】	TOKAI Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鶴田 勝彦
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社ザ・トーカイ 取締役 専務執行役員 村田 孝文 株式会社ビック東海 常務取締役管理本部長 小澤 博之
【最寄りの連絡場所】	株式会社ザ・トーカイ 静岡県静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8 株式会社ビック東海 東京都千代田区岩本町二丁目14番2号
【電話番号】	株式会社ザ・トーカイ 054(254)8181番(代表) 株式会社ビック東海 (03)5687-3109
【事務連絡者氏名】	株式会社ザ・トーカイ 取締役 専務執行役員 村田 孝文 株式会社ビック東海 常務取締役管理本部長 小澤 博之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	0円(注1) 1,741,530,140円(注2) (注)1 新株予約権証券の発行価額の総額です。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の 行使に際して出資される財産の価額の合計額を合 算した金額です。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年2月14日に株式会社ザ・トーカイの四半期報告書（事業年度 第64期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日））が、平成23年2月10日に株式会社ビック東海の四半期報告書（事業年度 第35期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日））が提出されたこと等に伴い、平成23年1月6日に提出いたしました有価証券届出書及び平成23年1月24日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、これらに関する事項を訂正するとともに、上記のほか、記載内容の一部に訂正すべき事項がありますので、当該箇所を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券
- (2) 新株予約権の内容等

第三部 企業情報

第2 事業の状況

- 1 業績等の概要
- 2 生産、受注及び販売の状況
- 3 対処すべき課題
- 5 経営上の重要な契約等
- 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

- 2 主要な設備の状況
- 3 設備の新設、除却等の計画

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
- (2) 新株予約権等の状況

第5 経理の状況

第六部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

- (1) 組織再編成対象会社が提出した書類
四半期報告書又は半期報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しています。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(訂正前)

(2)【新株予約権の内容等】

<前略>

株式会社T O K A Iホールディングス第2回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,100,500(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	465(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額(円)	976,732,500
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 465(注4) 資本組入額 233(注4)
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日から平成28年7月31日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	未定
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙5の をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本株式移転計画別紙5の をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙5の をご参照ください。

(注) 1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

2 平成22年9月30日現在の株式会社ザ・トーカイ第4回新株予約権の数(4,201個)に新株予約権の目的となる株式の数(1個当たり500株)を乗じた数を記載しております。

3 本株式移転計画別紙5の をご参照ください。

4 本株式移転計画別紙5の をご参照ください。

株式会社T O K A Iホールディングス第3回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）
新株予約権の目的となる株式の数（株）	247,000（注2）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	465（注3）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額（円）	114,855,000
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 465（注4） 資本組入額 233（注4）
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日から平成28年7月31日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	未定
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙7の をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本株式移転計画別紙7の をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙7の をご参照ください。

（注）1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

2 平成22年9月30日現在の株式会社ザ・トーカイ第5回新株予約権の数（494個）に新株予約権の目的となる株式の数（1個当たり500株）を乗じた数を記載しております。

3 本株式移転計画別紙7の をご参照ください。

4 本株式移転計画別紙7の をご参照ください。

< 後略 >

(訂正後)

(2)【新株予約権の内容等】

<前略>

株式会社T O K A Iホールディングス第2回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	247,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	465(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額(円)	114,855,000
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 465(注4) 資本組入額 233(注4)
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日から平成28年7月31日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	未定
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙5のをご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本株式移転計画別紙5のをご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙5のをご参照ください。

- (注) 1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 2 平成22年9月30日現在の株式会社ザ・トーカイ第5回新株予約権の数(494個)に新株予約権の目的となる株式の数(1個当たり500株)を乗じた数を記載しております。
- 3 本株式移転計画別紙5のをご参照ください。
- 4 本株式移転計画別紙5のをご参照ください。

株式会社T O K A Iホールディングス第3回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,100,500（注2）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	465（注3）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額（円）	976,732,500
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 465（注4） 資本組入額 233（注4）
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日から平成28年7月31日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	未定
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙7の をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本株式移転計画別紙7の をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙7の をご参照ください。

（注）1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

2 平成22年9月30日現在の株式会社ザ・トーカイ第5回新株予約権の数（4,201個）に新株予約権の目的となる株式の数（1個当たり500株）を乗じた数を記載しております。

3 本株式移転計画別紙7の をご参照ください。

4 本株式移転計画別紙7の をご参照ください。

< 後略 >

第三部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の業績等の概要については、両社の有価証券報告書（T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出）及び四半期報告書（T O K A Iは平成22年8月11日及び平成22年11月12日提出、ビック東海は平成22年8月10日及び平成22年11月12日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の業績等の概要については、両社の有価証券報告書（T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出）及び四半期報告書（T O K A Iは平成22年8月11日、平成22年11月12日及び平成23年2月14日提出、ビック東海は平成22年8月10日、平成22年11月12日及び平成23年2月10日提出）をご参照下さい。

2【生産、受注及び販売の状況】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海が生産、受注及び販売の状況については、両社の有価証券報告書（T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出）及び四半期報告書（T O K A Iは平成22年8月11日及び平成22年11月12日提出、ビック東海は平成22年8月10日及び平成22年11月12日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海が生産、受注及び販売の状況については、両社の有価証券報告書（T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出）及び四半期報告書（T O K A Iは平成22年8月11日、平成22年11月12日及び平成23年2月14日提出、ビック東海は平成22年8月10日、平成22年11月12日及び平成23年2月10日提出）をご参照下さい。

3【対処すべき課題】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の対処すべき課題については、両社の有価証券報告書（T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出）及び四半期報告書（T O K A Iは平成22年8月11日及び平成22年11月12日提出、ビック東海は平成22年8月10日及び平成22年11月12日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の対処すべき課題については、両社の有価証券報告書（T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出）及び四半期報告書（T O K A Iは平成22年8月11日、平成22年11月12日及び平成23年2月14日提出、ビック東海は平成22年8月10日、平成22年11月12日及び平成23年2月10日提出）をご参照下さい。

5【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の経営上の重要な契約等については、両社の有価証券報告書（T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出）及び四半期報告書（T O K A Iは平成22年8月11日及び平成22年11月12日提出、ビック東海は平成22年8月10日及び平成22年11月12日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の経営上の重要な契約等については、両社の有価証券報告書（T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出）及び四半期報告書（T O K A Iは平成22年8月11日、平成22年11月12日及び平成23年2月14日提出、ビック東海は平成22年8月10日、平成22年11月12日及び平成23年2月10日提出）をご参照下さい。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の財政状態及び経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、両社の有価証券報告書（T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出）及び四半期報告書（T O K A Iは平成22年8月11日及び平成22年11月12日提出、ビック東海は平成22年8月10日及び平成22年11月12日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の財政状態及び経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、両社の有価証券報告書（T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出）及び四半期報告書（T O K A Iは平成22年8月11日、平成22年11月12日及び平成23年2月14日提出、ビック東海は平成22年8月10日、平成22年11月12日及び平成23年2月10日提出）をご参照下さい。

第3【設備の状況】

2【主要な設備の状況】

（訂正前）

（1）当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

（2）連結子会社

当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の主要な設備の状況については、両社の有価証券報告書（T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出）及び四半期報告書（T O K A Iは平成22年8月11日及び平成22年11月12日提出、ビック東海は平成22年8月10日及び平成22年11月12日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

（1）当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

（2）連結子会社

当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の主要な設備の状況については、両社の有価証券報告書（T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出）及び四半期報告書（T O K A Iは平成22年8月11日、平成22年11月12日及び平成23年2月14日提出、ビック東海は平成22年8月10日、平成22年11月12日及び平成23年2月10日提出）をご参照下さい。

3【設備の新設、除却等の計画】

（訂正前）

（1）当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

（2）連結子会社

当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の設備の新設、除却等の計画については、両社の有価証券報告書（T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出）及び四半期報告書（T O K A Iは平成22年8月11日及び平成22年11月12日提出、ビック東海は平成22年8月10日及び平成22年11月12日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

（1）当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

（2）連結子会社

当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の設備の新設、除却等の計画については、両社の有価証券報告書（T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出）及び四半期報告書（T O K A Iは平成22年8月11日、平成22年11月12日及び平成23年2月14日提出、ビック東海は平成22年8月10日、平成22年11月12日及び平成23年2月10日提出）をご参照下さい。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(訂正前)

(2)【新株予約権等の状況】

<前略>

株式会社T O K A Iホールディングス第2回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成23年4月1日)
新株予約権の数(個)	4,201(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,100,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	465(注)3.
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日から 平成28年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 465(注)4. 資本組入額 233(注)4.
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙5のをご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙5のをご参照ください。

- (注)1 平成22年9月30日現在の株式会社ザ・トーカイ第4回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の株式会社T O K A Iホールディングス第2回新株予約権1個を交付します。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。
- 3 本株式移転計画別紙5のをご参照ください。
- 4 本株式移転計画別紙5のをご参照ください。

株式会社T O K A Iホールディングス第3回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成23年4月1日)
新株予約権の数(個)	494(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	247,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	465(注)3.
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日から 平成28年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 465(注)4. 資本組入額 233(注)4.
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙7の をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙7の をご参照ください。

(注)1 平成22年9月30日現在の株式会社ザ・トーカイ第5回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の株式会社T O K A Iホールディングス第3回新株予約権1個を交付します。

2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。

3 本株式移転計画別紙7の をご参照ください。

4 本株式移転計画別紙7の をご参照ください。

<後略>

(訂正後)

(2)【新株予約権等の状況】

<前略>

株式会社T O K A Iホールディングス第2回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成23年4月1日)
新株予約権の数(個)	4,201(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	247,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	465(注)3.
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日から 平成28年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 465(注)4. 資本組入額 233(注)4.
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙5の をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙5の をご参照ください。

(注)1 平成22年9月30日現在の株式会社ザ・トーカイ第4回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の株式会社T O K A Iホールディングス第2回新株予約権1個を交付します。

2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。

3 本株式移転計画別紙5の をご参照ください。

4 本株式移転計画別紙5の をご参照ください。

株式会社T O K A Iホールディングス第3回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成23年4月1日)
新株予約権の数(個)	494(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,100,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	465(注)3.
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日から 平成28年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 465(注)4. 資本組入額 233(注)4.
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙7の をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙7の をご参照ください。

(注)1 平成22年9月30日現在の株式会社ザ・トーカイ第5回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の株式会社T O K A Iホールディングス第3回新株予約権1個を交付します。

2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。

3 本株式移転計画別紙7の をご参照ください。

4 本株式移転計画別紙7の をご参照ください。

<後略>

第5【経理の状況】

(訂正前)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の経理の状況については、両社の有価証券報告書(T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出)及び四半期報告書(T O K A Iは平成22年8月11日及び平成22年11月12日提出、ビック東海は平成22年8月10日及び平成22年11月12日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の経理の状況については、両社の有価証券報告書(T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出)及び四半期報告書(T O K A Iは平成22年8月11日、平成22年11月12日及び平成23年2月14日提出、ビック東海は平成22年8月10日、平成22年11月12日及び平成23年2月10日提出)をご参照下さい。

第六部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

T O K A I

事業年度 第64期第1四半期(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
平成22年8月11日関東財務局長に提出。

事業年度 第64期第2四半期(自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
平成22年11月12日関東財務局長に提出。

ビック東海

事業年度 第35期第1四半期(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
平成22年8月10日東海財務局長に提出。

事業年度 第35期第2四半期(自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
平成22年11月12日東海財務局長に提出。

(訂正後)

T O K A I

事業年度 第64期第1四半期(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
平成22年8月11日関東財務局長に提出。

事業年度 第64期第2四半期(自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
平成22年11月12日関東財務局長に提出。

事業年度 第64期第3四半期(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
平成23年2月14日関東財務局長に提出。

ビック東海

事業年度 第35期第1四半期(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
平成22年8月10日東海財務局長に提出。

事業年度 第35期第2四半期(自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
平成22年11月12日東海財務局長に提出。

事業年度 第35期第3四半期(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
平成23年2月10日東海財務局長に提出。